

土木工事の積算に用いる設計単価等の取扱いについて

1. 趣 旨

この取扱いは、県土整備部及び都市整備部が発注する土木工事及びこれに係る業務委託の積算で使用する設計単価、施工歩掛の決定方法等について定めるものとする。

ただし、別途事業課の規定等がある場合は、それを優先する。

2. 積算に用いる設計単価・歩掛等の適用時期

設計単価・歩掛等の適用時期は、原則執行伺い当月を用いること。

なお、執行伺の起案日が、当月6日以前であれば前月の設計単価・歩掛等を用いることができる。

3. 設計単価

(1) 採用順位

採用順位は、原則として次のとおりとする。

- ① 土木工事設計単価表
- ② 物価資料
 - ア 建設物価等（「建設物価」「Web 建設物価」「土木コスト情報」「デジタル土木コスト情報」）
 - イ 積算資料等（「積算資料」「積算資料電子版」「土木施工単価」「土木施工単価電子書籍」）
- ③ 資材価格特別調査（別に定める「土木工事の積算に用いる資材価格特別調査取扱い要領」の対象資材）
- ④ 見積り（建設業団体からは、見積りを徴取しないこと。）

(2) 物価資料の取扱い

- ア 公表価格で掲載されている価格は、設計単価として採用しないこと。
ただし、公表価格のうち実態調査結果として掲載されている価格（平均）は採用できることとする。
- イ 設計単価の決定方法
2誌（建設物価等、積算資料等）の掲載価格の平均値を設計単価とする。
ただし、価格の掲載が一方の物価資料のみにある場合は、その価格を設計単価とする。
- ウ 適用都市欄の採用順位

工事場所が属する県土整備事務所管内	適用都市欄採用順位
さいたま、朝霞、北本、川越、飯能、東松山、越谷、杉戸	さいたま→関東→全国→東京
熊谷、本庄、行田	熊谷→さいたま→関東→全国→東京
秩父	秩父→熊谷→さいたま→関東→全国→東京

※適用都市名があり価格欄が流通無し等（表示がー、…、☆）の場合は、その時点で価格の掲載がないものとみなし、もう一方の物価資料の価格を設計単価とする。

なお、2誌共に価格欄が流通無し等となっている場合は、物価資料を採用しない。

(3) 資材価格特別調査の取扱い

資材価格特別調査は、市場の実勢取引価格を調査機関に委託して調査することを行い、その取扱いについては「土木工事の積算に用いる資材価格特別調査取扱い要領」による。

(4) 見積りの取扱い

見積りの取扱いについては、「建設工事に係る見積り取扱い要領」による。

(5) 設計単価の端数処理

原則として、設計単価の端数処理は行わない。なお、小数点以下は切り捨てとする（※単価が負の値の場合は、小さくなる方へ整数丸めとする）。

ただし、別途端数処理の規定等がある場合は、それを優先する。

※計算例

2誌の掲載価格の平均値が-95.5円/kgの場合 → 設計単価は-96円/kgとなる。

4. 歩掛

(1) 採用順位

採用順位は、原則として次のとおりとする。

- ① 土木工事標準積算基準書
- ② 国等の歩掛（国が資本金を出資している法人又は国が構成員となっている委員会等が作成した歩掛を含む。）
- ③ 見積り（建設業団体からは、見積りを徴取しないこと。）

(2) 見積りの取扱い

見積りの取扱いについては、「建設工事に係る見積り取扱い要領」による。

附 則

この取扱いは、平成3年10月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成9年4月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成11年10月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成12年4月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成12年10月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成13年4月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成13年10月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成14年10月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成15年4月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成16年4月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成22年9月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成24年10月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成27年10月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成27年12月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成28年11月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成29年4月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、平成30年7月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、令和元年11月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、令和2年10月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、令和3年4月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、令和3年11月1日から起案するものに適用する。

附 則

この取扱いは、令和4年1月1日から起案するものに適用する。